



相手をだまして契約した場合
 婚姻後に契約した場合（婚姻
 した場合は成年とみなされます）
 契約当時は未成年であったが
 成年となつてから代金を支払つ
 た契約の場合（法定追認）
 親権者が代金を支払つた契約
 の場合（法定追認）
 成人に達してから（追認でき
 る時から）5年が経過した契約
 の場合（25歳を過ぎるとできな
 い）
 取消しの申し出は、配達証明
 付き内容証明郵便で行います。
 クーリング・オフ制度
 一般の消費者が、商品購入や
 権利・サービスを受ける契約を
 した場合に、一定の期間であら
 ば理由なしに解約できる制度で
 す。

訪問販売	催眠商法、点検商法、かたり商法、キャッチセールス等	8日間
電話勧誘販売	資格商法	8日間
連鎖販売取引	マルチ商法、中途解約、返品ルール有、店舗契約も含む	20日間
特定継続的役務提供	エステ、語学教室、学習塾、家庭教師、パソコン教室、結婚相手紹介サービス、中途解約権有、店舗契約も含む	8日間
業務提供誘引販売取引	いわゆる内職・モニター商法・店舗契約も含む	20日間

右記5種類の取引で個別クレジット契約（商品サービス購入のつど、クレジット契約をする方式）をした場合、同様の期間、クレジット会社に対してクーリング・オフできます。
 契約日からクーリング・オフ期間が過ぎたとしても、解約できる場合もあります。
 トラブルにあわないための5カ条

その場で契約せずに、本当に必要かどうかをもう一度考えましょう！
 高額な契約は家族や知人に相談しましょう！
 うまい話、儲け話には注意しましょう！

契約書の内容をよく確認し、支払い総額など 自分の収入と比較して考えましょう！
 □約束は契約書に必ず書いてもらいましょう！

その場で契約せずに、本当に必要かどうかをもう一度考えましょう！
 高額な契約は家族や知人に相談しましょう！
 うまい話、儲け話には注意しましょう！

チャレンジショップ活用してみませんか？

合せ 振興課 地域振興グループ
 ☎74-3005

洞爺湖町では、町内の商工業の振興と活性化を目的にチャレンジショップ支援事業を行なっています。

空き家・空き店舗を活用し、地域に根ざした特色あるショップを開業、起業したい方を対象に資金的に支援する制度です。この制度を利用し開業、起業してみませんか。

対象事業 小売業、サービス業、飲食業 地元農産物及び海産物等直売所 農産物及び海産物等直売所

産物を使った加工品の製造・販売業 地域の景観を生かした観光業 その他、本町の特色を生かした事業
 対象経費 業種を営むための店舗等改装費、又は備品購入費、家賃

対象要件 洞爺湖町民、又は町民になる予定の者で、町税などを滞納していない者
 補助金の交付額 補助対象事業に対する補助金の交付額は、次のとおり。

改装費補助 店舗などの改装費の1/2以内とし、上限50万円
 備品購入費補助 開業に必要な備品など購入費の1/2以内とし、上限30万円
 家賃補助 空き家店舗の家賃（敷金・礼金は除く）対象月額1/2以内。ただし、最長2年間で、1年目は5万円、2年目は3万円が限度。

詳しくは、産業振興課地域振興グループへ。

道・道民税（個人住民税）についても改正

合せ 課税課 税務グループ
 ☎74-3003

主な改正点をお知らせします。
 生命保険料控除の見直し
 平成22年度の税制改正で、平成25年度以降の個人住民税（所得税は平成24年分）の生命保険料控除制度が見直されます。

個人住民税（道町民税）
 個人住民税（道町民税）の生命保険料控除の合計適用限度額が7万円に変更はありませんが、今までの一般生命保険料控除と個人年金保険料控除に、介護医療保険料控除が新設され、それぞれの保険料控除の適用限度額が2万8千円へと変更されます。

ただし、平成23年12月31日以前に締結した保険契約等に係る一般生命保険料控除及び個人年金保険料控除の適用限度額は、それぞれ3万5千円がそのまま適用されます。

所得税
 所得税の生命保険料控除の合計適用限度額が12万円に変更となり、今までの一般生命保険料控除と個人年金保険料控除に、介護医療保険料控除が新設され、それぞれの保険料控除の適用限度額が4万円へと変更されます。